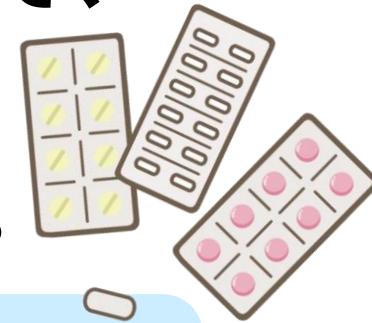


令和6年10月からの 医薬品の自己負担について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金（※）が発生する場合があります。



- ※先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別の料金として負担いただきます。
- ※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要が認められる場合等は、特別の料金は不要です。

**医療手帳や乳幼児受給者証などをご利用の場合でも、
特別の料金が発生します。**
院外処方の場合、薬を受け取る薬局でご負担いただきます。